

兵庫県公報

平成28年7月1日 金曜日 第2811号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成28年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所（市町振興課）	1
○土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	2
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（同）	2
○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	3
○同上（同）	3
○保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	4
○同上（同）	4
○同上（同）	5
○都市計画の変更の図書の写しの縦覧（都市計画課）	5
○道路の位置指定（建築指導課）	5
○重要調整池に係る検査の結果（北播磨県民局）	6
公 告	
○大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	6
○同上（同）	7
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	8
正 誤	
○平成28年3月31日付け兵庫県公報第10号外中	8
○同上	8

告 示

兵庫県告示第639号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）の規定に基づく平成28年度自衛官候補生の募集期間並びに採用試験の期日及び場所を次のとおり告示する。

平成28年7月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験期日等

区分	試験期日	受付期間	試験会場	合格発表	採用時期
男子	(8月採用試験) 平成28年8月27日(土)から同月30日(火)のいずれか1日を指定 (9月採用試験) 平成28年9月24日(土)又は9月27日(火)から同月29日(木)のいずれか1日を指定 ※平成28年度新規高等学校卒業予定者(新規中等教育学校卒業予定者を含む。)は9月採用試験のみ該当	(8月採用試験) 平成28年7月25日(月)から8月19日(金)まで (9月採用試験) 平成28年9月1日(木)から同月16日(金)まで	陸上自衛隊 千僧駐屯地 又は 姫路駐屯地 (受付時に告知)	(8月採用試験) 平成28年9月9日(金) (9月採用試験) 平成28年10月14日(金)	採用予定 通知書により告知

女子	平成28年 9月25日（日）から同月26日（月）のいずれか1日を指定	平成28年 7月 1日（金）から9月 8日（木）まで	陸上自衛隊 千僧駐屯地 又は 姫路駐屯地 (受付時に告知)	平成28年11月 4日（金）	採用予定 通知書に より告知
----	------------------------------------	----------------------------	---	----------------	----------------------

2 問い合わせ先

名 称	場 所	電話番号
自衛隊兵庫地方協力本部	神戸市中央区脇浜海岸通1-4-3 (神戸防災合同庁舎4F)	(078) 261-8600
同 神戸出張所	神戸市中央区北長狭通4丁目7-6 (インペリアル・トラストビル3F)	(078) 327-8026
同 北神戸募集案内所	神戸市北区鈴蘭台西町1丁目27-10 (宮浦ビル1F)	(078) 594-9178
同 西神戸募集案内所	神戸市西区学園西町4丁目1 (神戸留学生会館2F)	(078) 797-8185
同 伊丹分駐所	伊丹市緑ヶ丘7丁目1-1 (伊丹駐屯地内)	(072) 783-9609
同 伊丹地域事務所	伊丹市中央1丁目2-5 (グランドハイツコーワビル2F)	(072) 770-7800
同 西宮地域事務所	西宮市田代町19-3 (第2三建ビル2F)	(0798) 66-7066
同 加古川地域事務所	加古川市加古川町寺家町45 (加古川産業会館JAビル7F)	(079) 426-3290
同 青野原分駐所	小野市桜台1番地 (青野原駐屯地内)	(0794) 66-7959
同 姫路地域事務所	姫路市本町240 (大手前ダイネンBLD)	(079) 282-0535
同 相生地域事務所	相生市大島町1-8	(0791) 23-2750
同 豊岡出張所	豊岡市大手町8-35	(0796) 22-3978
同 柏原地域事務所	丹波市柏原町柏原980-2 (柏原センタービル2F)	(0795) 72-1949
同 淡路島駐在員事務所	洲本市栄町2丁目1-20	(0799) 24-2449



兵庫県告示第640号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成28年 7月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

八幡土地改良区

退任役員

役員の区分
理 事

氏 名
苗 村 重 範

住 所
姫路市船津町5314番地 4



兵庫県告示第641号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の

届出があった。

平成28年 7 月 1 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

神戸市押部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藪 内 秀 夫	神戸市西区押部谷町押部599番地
同	大 中 淳 一	同 市同区押部谷町押部611番地
同	小 林 明 宏	同 市同区押部谷町押部575番地
同	藤 田 義 文	同 市同区押部谷町押部333番地の 2
同	大 中 悟	同 市同区押部谷町押部602番地の 1
監 事	大 中 益 男	同 市同区押部谷町押部440番地
同	大 中 章 好	同 市同区押部谷町押部331番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	小 林 明 宏	神戸市西区押部谷町押部575番地
同	藤 田 義 文	同 市同区押部谷町押部333番地の 2
同	大 西 末 芳	同 市同区押部谷町押部430番地
同	大 中 益 男	同 市同区押部谷町押部440番地
同	大 中 淳 一	同 市同区押部谷町押部611番地
監 事	大 中 悟	同 市同区押部谷町押部602番地の 1
同	藪 内 秀 夫	同 市同区押部谷町押部599番地



兵庫県告示第642号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成28年6月13日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成28年 7 月 1 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	清水谷池地区	平成28年 7 月 1 日から 同 月21日まで	神戸市 西区役所



兵庫県告示第643号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成28年6月17日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及びこの計画を定めたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

なお、審査請求のみをした場合には、この計画の取消しの訴えは、その審査請求に係る裁決書を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

平成28年 7 月 1 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
農村地域防災減災事業	新仏池地区	平成28年 7月 1日から 同 月21日まで	稲美町役場
農村地域防災減災事業	浅野大池地区	平成28年 7月 1日から 同 月21日まで	市川町役場
農村地域防災減災事業	沢田池地区	平成28年 7月 1日から 同 月21日まで	市川町役場



兵庫県告示第644号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 7月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

丹波市氷上町賀茂字奥常楽1531の1、1534の1、1534の2、1563、1566の1（次の図に示す部分に限る。）、1567、1579から1582まで、字新林2414、2421、2421の1、2421の2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字奥常楽1563・1579（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、1534の1、1534の2、1566の1、1580、1581、字新林2414・2421・2421の1・2421の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第645号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 7月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

丹波市青垣町中佐治字上之檀ノ上2197から2199まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第646号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成28年 7月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 保安林予定森林の所在場所

丹波市市島町乙河内字舟ヶ谷2032、2033、2033の1、2034の1、2034の2、2034の3（次の図に示す部分に限る。）、2035から2037まで、2039、2040、2040の1、2041の1、2041の3、2048の1、2053から2056まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字舟ヶ谷2033・2034の3・2035・2041の3・2055・2056（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、2033の1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、丹波県民局丹波農林振興事務所及び丹波市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第647号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課において縦覧に供する。

平成28年 7月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
た つ の 市	中播都市計画用途地域	
同 市	中播都市計画特別用途地区	
相 生 市	西播都市計画用途地域	
上 郡 町	西播都市計画用途地域	



兵庫県告示第648号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成28年 7月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H27但馬位置 0009号	28. 6. 17	豊岡市日高町国分寺字下中坪42番1、43番1 の各一部	6.00	40.29



兵庫県告示第649号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第13条第2項の規定により、次の重要調整池について、同条例第11条第2項の技術的基準に適合することを確認した。

平成28年 7月 1日

北播磨県民局長 貝 塚 史 利

- 1 重要調整池の所在地
三木市口吉川町榎字榎谷438番の1他118筆
- 2 重要調整池の所有者等の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 所有者の名称
大栄環境 株式会社
 - (2) 住所（主たる事務所の所在地）
三木市口吉川町吉祥寺谷132—8
 - (3) 代表者の氏名
下 地 弘 章

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成28年 7月 1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ダイレックス姫路城東店
所在地 姫路市城東町129—1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 芙蓉総合リース株式会社
住所 東京都千代田区三崎町三丁目3番23号
代表者の氏名 辻 田 泰 徳
- 3 変更事項
大規模小売店舗の名称
 - (1) 変更前
（仮称）ダイレックス姫路城東店
 - (2) 変更後
ダイレックス姫路城東店
- 4 変更年月日
平成28年 2月19日

- 5 届出年月日
平成28年 6 月 8 日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第 2 課
 - (2) 縦覧期間
平成28年 7 月 1 日から 4 月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成28年11月 1 日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

平成28年 7 月 1 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 コストコホールセール尼崎倉庫店
所在地 尼崎市次屋三丁目13番
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
コストコホールセールジャパン株式会社	川崎市川崎区池上新町三丁目 1 番 4 号	ケン・テリオ
- 3 変更事項
駐車場の収容台数
 - (1) 変更前
1,041台
 - (2) 変更後
915台
- 4 変更年月日
平成29年 2 月10日
- 5 届出年月日
平成28年 6 月 9 日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課
 - (2) 縦覧期間
平成28年 7 月 1 日から 4 月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
平成28年11月 1 日
 - (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目10番 1 号



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成28年 7 月 1 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市御津町苅屋字大新田438番 2
同 市御津町苅屋字松ノ木新田470番 6、472番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
東京都千代田区外神田二丁目 2 番15号
ウエルシア薬局株式会社 代表取締役 水 野 秀 晴
- 3 許可年月日及び許可番号
平成28年 3 月31日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第 1 - 35号（27たつの）

正 誤

○平成28年 3 月31日付け（兵庫県公報第10号外）
兵庫県企業庁管理規程第 2 号（企業庁組織規程等の一部を改正する管理規程）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
1	下から 1	1 条を加える。	1 号を加える。
2	上から 4	昭和51年企業庁管理規程第 5 号	昭和51年兵庫県企業庁管理規程第 5 号
	上から12	昭和54年兵庫県管理規程第 2 号	昭和54年兵庫県企業庁管理規程第 2 号
	上から19	昭和48年企業局管理規程第13号	昭和48年兵庫県企業局管理規程第13号
	上から33	昭和56年兵庫県管理規程第 5 号	昭和56年兵庫県企業庁管理規程第 5 号
	上から34	第 2 条第 2 項	第 2 条第 2 号



○平成28年 3 月31日付け（兵庫県公報第10号外）
兵庫県企業庁管理規程第 3 号（企業庁処務規程等の一部を改正する管理規程）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
2	下から 1	昭和56年企業庁管理規程第 5 号	昭和56年兵庫県企業庁管理規程第 5 号
3	上から 1	異議申し立て	異議申立て
	上から 4	異議申し立て	異議申立て